

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 8 月 5 日

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【電話番号】 (03) 6402 - 2700

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 インベスコ マンスリー・インカム・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】	インベスコ マンスリー・インカム・ファンド 以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。 ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 <p>社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。 ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 ・格付は取得していません。
(3)【発行（売出）価額の総額】	3,000億円を上限とします。 * 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。
(4)【発行（売出）価格】	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。
(5)【申込手数料】	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】	<p>購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。</p>
(7) 【申込期間】	<p>継続申込期間：平成22年8月6日から平成23年8月8日まで</p> <p>* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>
(8) 【申込取扱場所】	<p>販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。</p>
(9) 【払込期日】	<p>購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。</p> <p>継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。</p>
(10) 【払込取扱場所】	<p>販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。</p>
(11) 【振替機関に関する事項】	<p>ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。</p> <p>* ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。</p> <p>* ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および振替機関の業務規程/8その他の規則に従って支払われます。</p>
(12) 【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込証拠金はありません。 ・ 購入代金には利息を付しません。 ・ 日本以外の地域における発行はありません。 ・ クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。 ・ ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。 ・ ファンドに関する照会先は以下のとおりです。 <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p>インベスコ投信投資顧問株式会社</p> <hr/> <p>お問い合わせダイヤル 03-6402-2700</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。
---------	--

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信	
	資産複合	
	その他資産	

* 当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象資産	株式	
	(一般)	(大型株)
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	(公債)
	(社債)	(その他債券)
	(クレジット属性(低格付債))	
	不動産投信	
	その他資産(投資信託証券)	
	資産複合	
(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	

決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
為替ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

* 当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

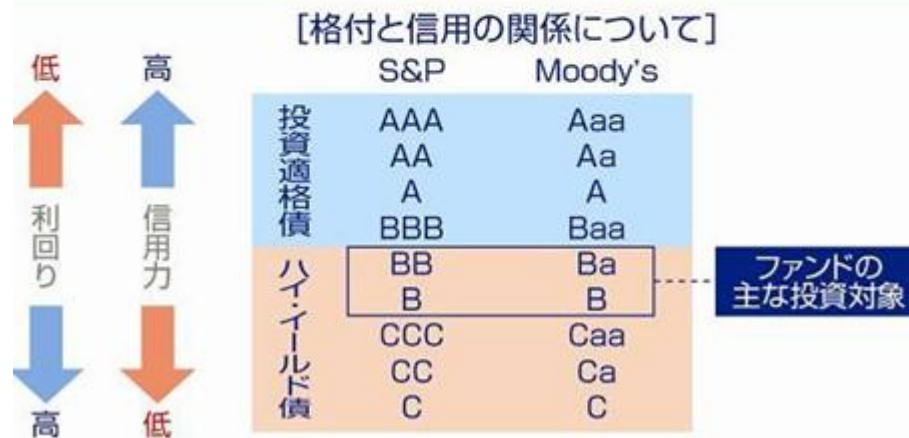
ファンドの特色

1。	主として、米ドル建てハイ・イールド社債（高利回り社債）および米ドル建て新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
2。	業種分析による分散投資とクレジット・リスク（信用リスク）分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。
3。	インベスコ・アドバイザーズ・インクに運用指図にかかる権限を委託します。
4。	原則として毎月、収益分配方針に基づき分配を行います。 * 原則として毎月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 * 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
5。	為替ヘッジは原則として行いません。 * 原則として、為替ヘッジを行いません。そのため、為替が円安方向に振れた場合ファンドの基準価額の上昇要因となり、逆に、円高方向に振れた場合、基準価額の下落要因となります。 【イメージ図】

ファンドの投資対象について

高利回り社債（ハイ・イールド債）とは

BB (Ba)格以下に格付されているハイ・イールド債と呼ばれる社債に投資します。
一般的に、ハイ・イールド債は格付が低いため、その分利回りが相対的に高くなります。



新興国公社債（エマージング・カントリー公社債）とは

エマージング・カントリー公社債とも呼ばれ、一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国やその現地企業等が発行する政府債、政府機関債、社債等のことです。
一般的にこれらの国々の公社債は、先進国の公社債と比較して利回りが高くなります。

ファンドの主な投資対象国は以下となります。

中南米・カリブ諸国	アジア	欧州・中東・アフリカ
アルゼンチン メキシコ ブラジル パナマ チリ ペルー コロンビア ベネズエラ	フィリピン マレーシア 中国 インドネシア	ブルガリア ポーランド ロシア エジプト トルコ 南アフリカ

2010年6月現在

*但し、上記以外の新興国の公社債に投資する場合があります。

ファンドの運用プロセス

運用プロセス

ポートフォリオの構築は、インベスコ・グループのグローバルなリサーチ・グループによるサポートを活用して行われます。



ファンドの運用プロセス等は、平成22年7月5日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成10年2月25日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行
平成22年7月5日	委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社に変更 運用指図に関する権限の委託先をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからインベスコ・アドバイザーズ・インクに変更 ファンドの名称を「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



ｂ．委託会社およびファンドの関係法人の役割

<p>委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社</p>	<p>投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。</p>
<p>受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。</p>
<p>販売会社</p>	<p>受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</p>

投資顧問会社 インベスコ・アドバイザーズ ・インク	委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。
---------------------------------	--

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

[次へ](#)

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	3,000百万円（平成22年6月30日現在）			
沿革	<p>昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p>			
大株主の状況	（平成22年6月30日現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地 EC2A 1AG	20,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	当ファンドは、世界各国の高利回り公社債への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カンントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。 ・業種分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。 ・運用にあたっては、原則として次の範囲で行います。 <ul style="list-style-type: none"> - 米ドル建て高利回り社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の80%程度を最低限度とし、B B格、B格およびこれに準ずるものを中心とします。 - 米ドル建てエマージング・カンントリー公社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%程度またはそれ以下とします。 - 同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 - モーゲージ担保証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替のヘッジを行うことがあります。 ・投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト（元利金の支払い不履行および遅延）、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

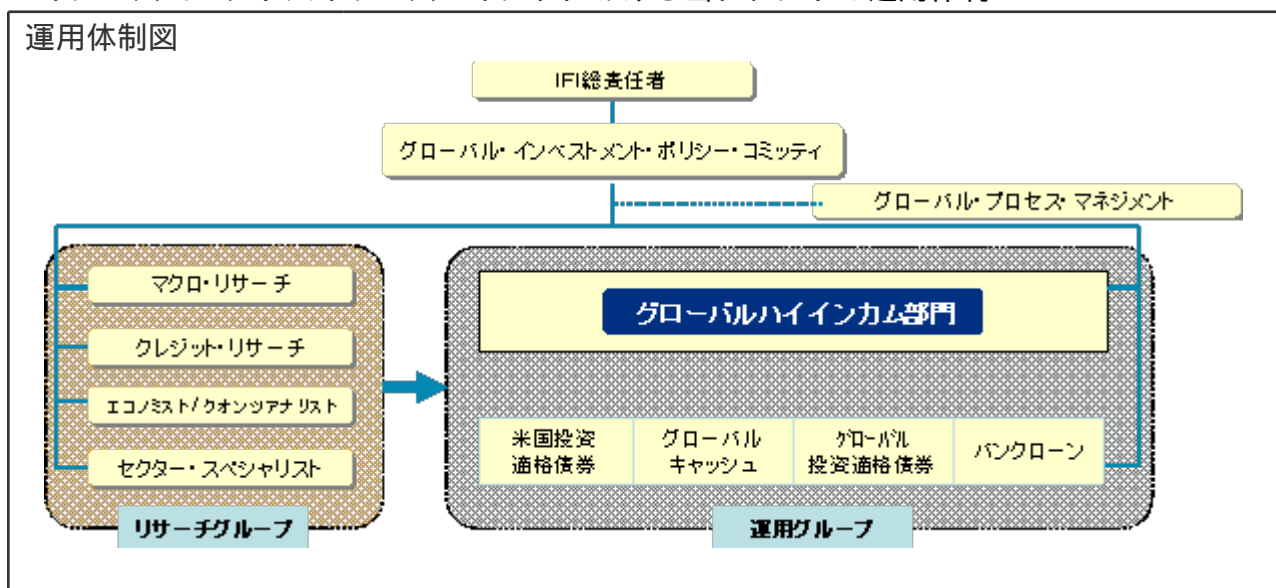
(2)【投資対象】

<p>投資対象とする有価証券</p>	<p>委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>a．国債証券</p> <p>b．地方債証券</p> <p>c．特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>d．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</p> <p>e．転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券</p> <p style="padding-left: 2em;">新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。</p> <p>f．コマーシャル・ペーパー</p> <p>g．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a．からf．の証券または証書の性質を有するもの</p> <p>h．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</p> <p>i．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</p> <p>j．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</p> <p>k．外国法人の発行する譲渡性預金証書</p> <p>l．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p>m．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものの</p> <p>n．外国の者に対する権利で前m．の有価証券の性質を有するもの</p>
--------------------	---

<p>投資対象とする金融商品</p>	<p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a．預金 b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c．コール・ローン d．手形割引市場において売買される手形 e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの f．外国の者に対する権利で前e．の権利の性質を有するもの <p>*前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p>
--------------------	--

(3) 【運用体制】

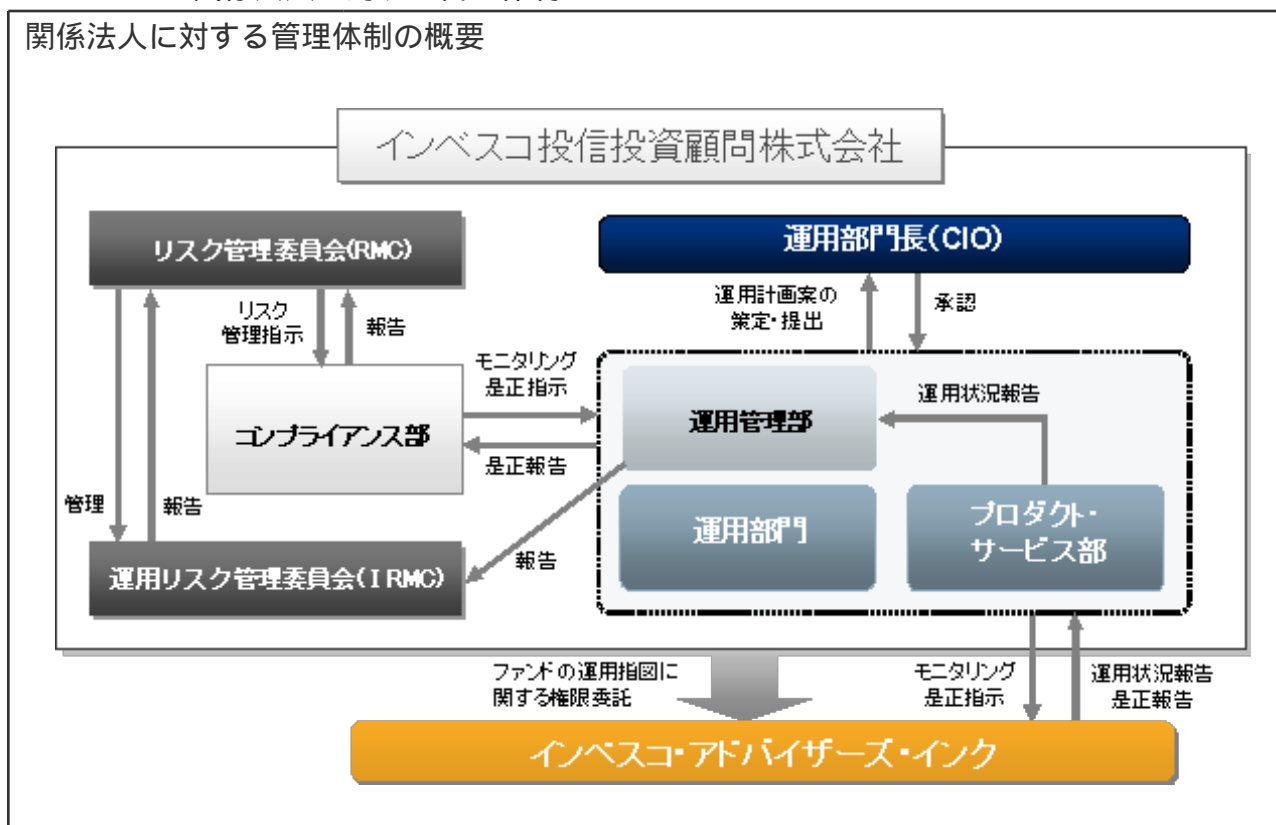
インベスコ・アドバイザーズ・インクにおける当ファンドの運用体制



<p>ファンドの運用体制の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アドバイザーズ・インクに委託します。 ・ファンドの運用は、インベスコ・アドバイザーズ・インクに所属しているグローバルハイインカム部門が担当します。 ・グローバルハイインカム部門はインベスコ全体の債券運用を統括するインベスコ・フィクスト・インカム(以下「IFI」といいます。)の一部門であり、リサーチグループ(マクロ・リサーチ、クレジット・リサーチ他、4つのチームにより構成)からの情報をもとに、ポートフォリオを構築します。 ・超過収益の源泉に関わるリサーチ、ポートフォリオのポジション、パフォーマンスなどは、すべて債券管理システム(Q-Tech)に保存され、リアルタイムで情報を共有化する体制が整っています。
---------------------	--

ファンドの関係法人に対する管理体制

関係法人に対する管理体制の概要



内部管理および意思決定を監督する組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス部(5名程度)は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・ 運用部門の運用管理部(3名程度)は、運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・ 運用リスク管理委員会(10名程度)は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 <p>*「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p>
運用に関する社内規定	<p>ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。</p>
ファンドの関係法人に対する管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・ 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、平成22年7月5日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	毎月10日(同日が休業日の場合は翌営業日)。
分配方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分配対象額の範囲は、繰り越し分を含めた利子・配当収益と売買益等(評価益を含みます。)の全額とします。 ・ 分配金額は、原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額の水準、市場環境等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

分配金の支払い	<p>a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。</p> <p>* 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>
---------	--

(5) 【投資制限】

信託約款上の投資制限

株式への投資制限 (運用の基本方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・ 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限りません。
外貨建資産への投資制限 (運用の基本方針)	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資制限 (第22条)	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限 (第25条)	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券への投資制限 (第19条第5項)	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等の運用指図(第23条)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じです。) - 外国の金融商品取引所における有価証券先物取引 - 外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - 外国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。) ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を行うことの指図をすることができます。
スワップ取引の運用指図(第24条)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図(第26条)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(第27条)	<p>わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。</p>

外国為替予約取引の指図(第28条)	投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ(第37条)	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、外国の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

公社債にかかるリスク（価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
デフォルト・リスク	利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（デフォルト）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格が大きく下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

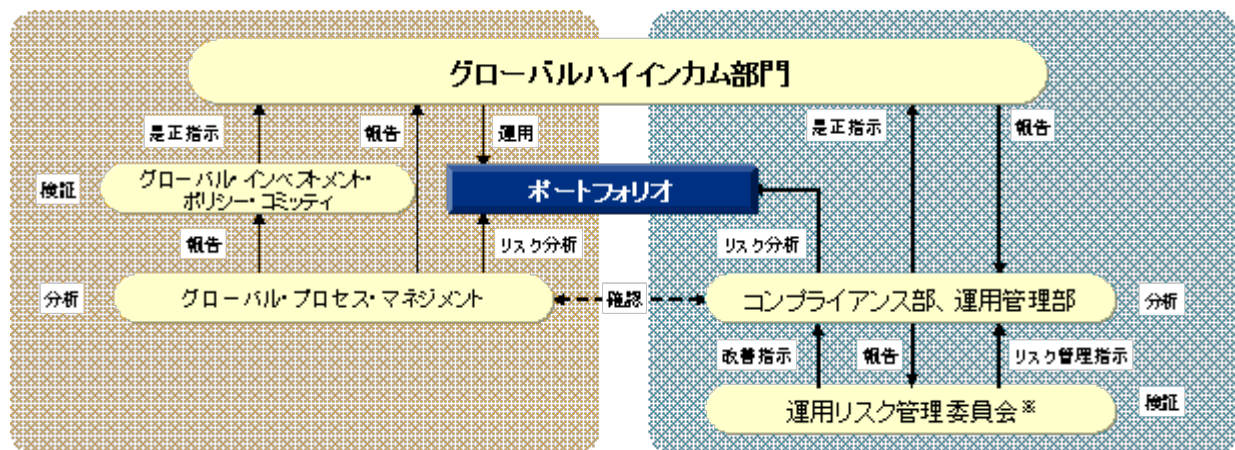
カントリー・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化が発生した場合や、政府当局による海外からの投資規制などの新たな取引規制の導入あるいは法令・政策の変更等があった場合には、証券市場が悪影響を受ける可能性があり、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなることがあります。 ・ 投資対象国・地域においては、証券の決済システムや市場インフラが未発達であったり、証券の売買を行う仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性があります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。 ・ 投資対象国・地域の税制は、先進国と異なる面があります。また、税制の変更や新たな税制の適用により、基準価額が下落することがあります。 ・ 投資対象国・地域においては、企業会計や情報開示等にかかる法制度や習慣等が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を確保できないことがあります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量を売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

基準価額のその他の変動要因

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制図



リスク管理体制の概要

グローバルハイインカム部門と独立したグローバル・プロセス・マネジメント、委託会社（東京）のコンプライアンス部および運用管理部は、ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンスの分析を行い、分析結果を適宜、確認できる体制としています。

* 運用リスク管理委員会の構成メンバーは、運用部門担当役員、運用部門各部長、コンプライアンス部長、プロダクト・サービス部長および議長（運用管理部長）が任命する者です。

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	<p>購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p>
分配金の再投資にかかる申込手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

* 「信託財産留保額」とは、解約者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の換金（解約）に対し換金（解約）者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.6275%（税抜き1.55%）を乗じて得た額とします。
--------	--

信託報酬の配分	総額	年率1.6275%（税抜き1.55%）		
	配分 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の場合	年率 0.8925% (税抜き 0.85%)	年率 0.6825% (税抜き 0.65%)	年率 0.0525% (税抜き 0.05%)
	500億円以上 1,000億円未満の場合	年率 0.8400% (税抜き 0.80%)	年率 0.7350% (税抜き 0.70%)	年率 0.0525% (税抜き 0.05%)
	1,000億円以上 の場合	年率 0.7875% (税抜き 0.75%)	年率 0.7875% (税抜き 0.75%)	年率 0.0525% (税抜き 0.05%)
	* 委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アドバイザーズ・インクへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。			
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。			

(4) 【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用 ・ 法律顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 当ファンドの受益者のためにする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
--------	---

計算方法等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">その他信託事務の諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

(5) 【課税上の取り扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。 ・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。
解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。 ・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。

損益通算について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。
----------	--

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。 ・ 徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。

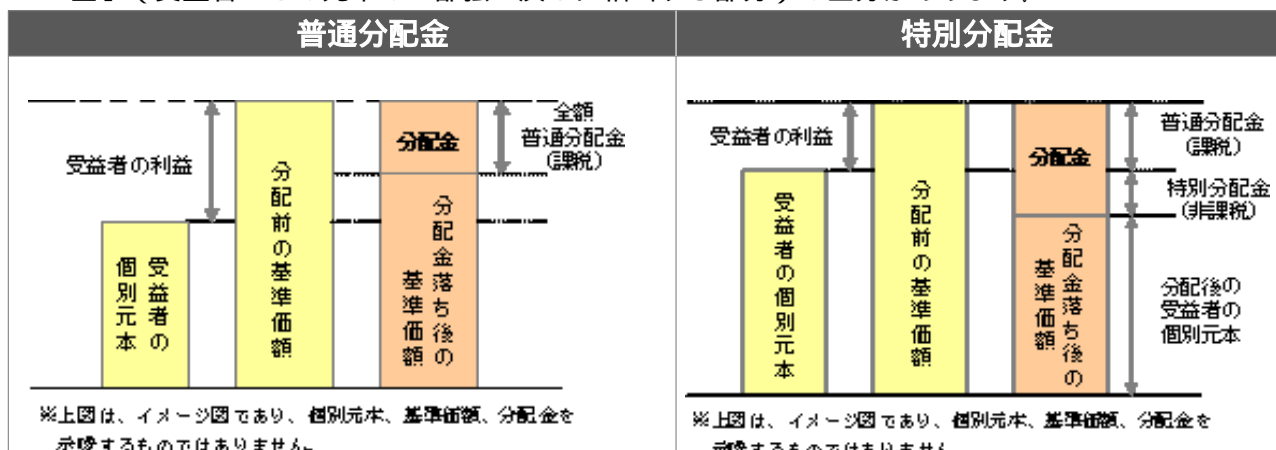
個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。	分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
--	--

上記は、平成22年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されました。

以下の記載内容は、当該変更前のファンドの運用状況です。

(1)【投資状況】(平成22年6月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	53,455,056	0.53
社債券	アメリカ	8,234,363,047	81.13
	カナダ	477,799,188	4.71
	ルクセンブルク	253,262,940	2.50
	バミューダ	224,444,589	2.21
	オランダ	150,858,400	1.49
	イギリス	118,689,284	1.17
	フランス	101,707,760	1.00
	小計	9,561,125,208	94.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		534,418,306	5.27
合計(純資産総額)		10,148,998,570	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(平成22年6月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	数量(額面)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	バミューダ	社債券	INTELSAT BERMUDA LTD	11.5	2017/2/4	2,103,125	8,637.85	181,664,993	8,870.11	186,549,711	1.84
2	アメリカ	社債券	CHESAPEAKE ENERGY CORP	6.375	2010/7/22	2,010,000	8,825.88	177,400,188	9,135.56	183,624,756	1.81
3	アメリカ	社債券	CIT GROUP INC	7.000	2017/5/1	2,130,000	8,007.44	170,558,472	8,084.86	172,207,518	1.70
4	アメリカ	社債券	ECHOSTAR DBS	7.000	2013/10/1	1,810,000	9,013.9	163,151,590	9,157.68	165,754,008	1.63
5	カナダ	社債券	TECK RESOURCES	10.25	2016/5/15	1,570,000	10,275.32	161,322,586	10,425.88	163,686,340	1.61
6	アメリカ	社債券	VANGENT INC	9.625	2015/2/15	1,870,000	8,317.12	155,530,144	8,505.14	159,046,118	1.57
7	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS INC	8.625	2019/2/15	1,695,000	9,312.52	157,847,214	9,334.64	158,222,148	1.56
8	オランダ	社債券	INTERGEN NV	9.000	2017/6/30	1,705,000	8,759.52	149,349,816	8,848.00	150,858,400	1.49
9	アメリカ	社債券	PAETEC HOLDING	8.875	2017/6/30	1,650,000	8,671.04	143,072,160	8,870.12	146,356,980	1.44
10	カナダ	社債券	NOVELIS INC	7.250	2015/2/15	1,645,000	8,339.24	137,180,498	8,582.56	141,183,112	1.39
11	アメリカ	社債券	CITIZENS COMM CO	9.000	2031/8/15	1,680,000	8,228.64	138,241,152	8,272.88	138,984,384	1.37
12	アメリカ	社債券	MGM MIRAGE	6.750	2013/4/1	1,720,000	7,786.24	133,923,328	7,941.08	136,586,576	1.35

13	アメリカ	社債 券	HILCORP ENERGY	7.750	2015/11/1	1,490,000	8,715.28	129,857,672	8,781.64	130,846,436	1.29
14	アメリカ	社債 券	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	9.125	2013/8/15	1,440,000	8,925.42	128,526,048	9,047.08	130,277,952	1.28
15	アメリカ	社債 券	SPRINT CAPITAL CORP	6.900	2019/5/1	1,590,000	7,930.02	126,087,318	8,051.68	128,021,712	1.26
16	アメリカ	社債 券	BERRY PLASTICS CORP	9.500	2018/5/15	1,565,000	8,007.44	125,316,436	8,140.16	127,393,504	1.26
17	カナダ	社債 券	OPTI CANADA INC	8.250	2014/12/15	1,570,000	7,498.68	117,729,276	7,830.48	122,938,536	1.21
18	アメリカ	社債 券	SMITHFIELD FOODS INC	7.000	2011/8/1	1,350,000	9,013.90	121,687,650	9,047.08	122,135,580	1.20
19	アメリカ	社債 券	GEORGIA- PACIFIC	7.125	2017/1/15	1,345,000	8,848.00	119,005,600	8,936.48	120,195,656	1.18
20	アメリカ	社債 券	EXPEDIA INC	8.500	2016/7/1	1,245,000	9,931.88	123,651,906	9,555.84	118,970,208	1.17
21	アメリカ	社債 券	GMAC INC	6.750	2014/12/1	1,353,000	8,427.71	114,027,051	8,626.80	116,720,604	1.15
22	アメリカ	社債 券	CHARTER COMM OPT	10.875	2014/9/15	1,165,000	9,666.44	112,614,026	9,887.64	115,191,006	1.13
23	ルクセン ブルク	社債 券	WIND ACQUISITION 144A	12.00	2015/12/1	1,230,000	9,113.44	112,095,312	9,201.92	113,183,616	1.12
24	アメリカ	社債 券	NAVISTAR INTL	8.250	2021/11/1	1,220,000	8,825.88	107,675,736	9,047.08	110,374,376	1.09
25	アメリカ	社債 券	NEWFIELD EXPLORATION	6.625	2014/9/1	1,225,000	8,848.00	108,388,000	8,958.60	109,742,850	1.08
26	アメリカ	社債 券	AES CORP	7.750	2014/3/1	1,165,000	8,848.00	103,079,200	9,024.96	105,140,784	1.04
27	アメリカ	社債 券	LVB ACQUISITION (BIOMET)	10.00	2017/10/15	1,095,000	9,389.94	102,819,843	9,566.90	104,757,555	1.03
28	フランス	社債 券	CIE GENER DE GEOPHYSIQUE	7.500	2015/5/15	1,210,000	8,494.08	102,778,368	8,405.60	101,707,760	1.00
29	アメリカ	社債 券	HARRAHS OPERATING CO INC	11.25	2017/6/1	1,075,000	9,378.88	100,822,960	9,312.52	100,109,590	0.99
30	アメリカ	社債 券	MASSEY ENERGY CO	6.875	2013/12/15	1,140,000	8,471.96	96,580,344	8,693.16	99,102,024	0.98

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	各種金融	0.53
社債券		94.21
合計		94.73

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)

第5 特定期間	第26期(平成12年6月12日現在)	35,991	36,345	0.6609	0.6674
	第27期(平成12年7月10日現在)	35,497	35,845	0.6623	0.6688
	第28期(平成12年8月10日現在)	34,886	35,230	0.6588	0.6653
	第29期(平成12年9月11日現在)	34,792	35,142	0.6458	0.6523
	第30期(平成12年10月10日現在)	35,403	35,767	0.6318	0.6383
	第31期(平成12年11月10日現在)	33,605	33,976	0.5887	0.5952
第6 特定期間	第32期(平成12年12月11日現在)	32,824	33,197	0.5708	0.5773
	第33期(平成13年1月10日現在)	37,139	37,525	0.6258	0.6323
	第34期(平成13年2月13日現在)	41,622	42,035	0.6555	0.6620
	第35期(平成13年3月12日現在)	45,814	46,124	0.6602	0.6647
	第36期(平成13年4月10日現在)	45,795	46,136	0.6299	0.6346
	第37期(平成13年5月10日現在)	46,318	46,692	0.6204	0.6254
第7 特定期間	第38期(平成13年6月11日現在)	47,954	48,362	0.6094	0.6145
	第39期(平成13年7月10日現在)	52,707	53,099	0.6043	0.6088
	第40期(平成13年8月10日現在)	52,784	53,237	0.5939	0.5990
	第41期(平成13年9月10日現在)	53,001	53,458	0.5689	0.5738
	第42期(平成13年10月10日現在)	49,050	49,466	0.5311	0.5356
	第43期(平成13年11月12日現在)	50,213	50,683	0.5452	0.5503
第8 特定期間	第44期(平成13年12月10日現在)	53,379	53,843	0.5715	0.5764
	第45期(平成14年1月10日現在)	57,085	57,578	0.6021	0.6073
	第46期(平成14年2月12日現在)	56,306	56,740	0.5826	0.5871
	第47期(平成14年3月11日現在)	53,102	53,535	0.5505	0.5550
	第48期(平成14年4月10日現在)	55,840	56,270	0.5578	0.5621
	第49期(平成14年5月10日現在)	55,831	56,252	0.5433	0.5474
第9 特定期間	第50期(平成14年6月10日現在)	54,032	54,460	0.5178	0.5219
	第51期(平成14年7月10日現在)	48,600	49,000	0.4620	0.4658
	第52期(平成14年8月12日現在)	46,462	46,877	0.4471	0.4511
	第53期(平成14年9月10日現在)	46,905	47,290	0.4510	0.4547
	第54期(平成14年10月10日現在)	46,994	47,381	0.4495	0.4532
	第55期(平成14年11月11日現在)	46,857	47,243	0.4485	0.4522
第10 特定期間	第56期(平成14年12月10日現在)	50,252	50,622	0.4754	0.4789
	第57期(平成15年1月10日現在)	50,525	50,868	0.4712	0.4744
	第58期(平成15年2月10日現在)	51,195	51,539	0.4734	0.4765
	第59期(平成15年3月10日現在)	50,888	51,193	0.4671	0.4699
	第60期(平成15年4月10日現在)	52,889	53,213	0.4911	0.4941
	第61期(平成15年5月12日現在)	53,219	53,542	0.4947	0.4977
第11 特定期間	第62期(平成15年6月10日現在)	54,389	54,700	0.5079	0.5108
	第63期(平成15年7月10日現在)	54,937	55,250	0.5076	0.5105
	第64期(平成15年8月11日現在)	54,772	55,081	0.4968	0.4996
	第65期(平成15年9月10日現在)	56,014	56,303	0.5026	0.5052
	第66期(平成15年10月10日現在)	53,530	53,800	0.4760	0.4784
	第67期(平成15年11月10日現在)	53,572	53,873	0.4800	0.4827
第12 特定期間	第68期(平成15年12月10日現在)	52,389	52,675	0.4767	0.4793
	第69期(平成16年1月13日現在)	52,862	53,169	0.4820	0.4848
	第70期(平成16年2月10日現在)	51,635	51,876	0.4714	0.4736
	第71期(平成16年3月10日現在)	54,713	54,997	0.4975	0.5000
	第72期(平成16年4月12日現在)	51,809	52,094	0.4730	0.4756
	第73期(平成16年5月10日現在)	53,644	53,906	0.4917	0.4941

第13 特定期間	第74期(平成16年6月10日現在)	51,725	52,005	0.4799	0.4825
	第75期(平成16年7月12日現在)	50,769	51,048	0.4736	0.4762
	第76期(平成16年8月10日現在)	52,183	52,439	0.4899	0.4923
	第77期(平成16年9月10日現在)	52,380	52,656	0.4937	0.4963
	第78期(平成16年10月12日現在)	52,291	52,577	0.4951	0.4978
	第79期(平成16年11月10日現在)	51,065	51,319	0.4839	0.4863
第14 特定期間	第80期(平成16年12月10日現在)	50,914	51,169	0.4788	0.4812
	第81期(平成17年1月11日現在)	50,632	50,898	0.4754	0.4779
	第82期(平成17年2月10日現在)	51,642	51,888	0.4823	0.4846
	第83期(平成17年3月10日現在)	50,905	51,141	0.4751	0.4773
	第84期(平成17年4月11日現在)	50,814	51,089	0.4805	0.4831
	第85期(平成17年5月10日現在)	47,935	48,187	0.4570	0.4594
第15 特定期間	第86期(平成17年6月10日現在)	48,468	48,736	0.4704	0.4730
	第87期(平成17年7月11日現在)	50,555	50,830	0.4948	0.4975
	第88期(平成17年8月10日現在)	50,175	50,439	0.4940	0.4966
	第89期(平成17年9月12日現在)	48,834	49,106	0.4834	0.4861
	第90期(平成17年10月11日現在)	49,648	49,899	0.4947	0.4972
	第91期(平成17年11月10日現在)	50,045	50,293	0.5032	0.5057
第16 特定期間	第92期(平成17年12月12日現在)	50,777	51,061	0.5195	0.5224
	第93期(平成18年1月10日現在)	48,134	48,357	0.4959	0.4982
	第94期(平成18年2月10日現在)	49,400	49,641	0.5132	0.5157
	第95期(平成18年3月10日現在)	48,564	48,783	0.5101	0.5124
	第96期(平成18年4月10日現在)	47,343	47,584	0.5105	0.5131
	第97期(平成18年5月10日現在)	43,664	43,882	0.4803	0.4827
第17 特定期間	第98期(平成18年6月12日現在)	43,894	44,128	0.4878	0.4904
	第99期(平成18年7月10日現在)	42,644	42,847	0.4827	0.4850
	第100期(平成18年8月10日現在)	42,425	42,641	0.4910	0.4935
	第101期(平成18年9月11日現在)	42,408	42,629	0.4997	0.5023
	第102期(平成18年10月10日現在)	42,817	43,018	0.5122	0.5146
	第103期(平成18年11月10日現在)	41,422	41,632	0.5112	0.5138
第18 特定期間	第104期(平成18年12月11日現在)	40,656	40,864	0.5075	0.5101
	第105期(平成19年1月10日現在)	41,013	41,210	0.5200	0.5225
	第106期(平成19年2月13日現在)	41,482	41,708	0.5330	0.5359
	第107期(平成19年3月12日現在)	39,997	40,175	0.5190	0.5213
	第108期(平成19年4月10日現在)	39,771	39,961	0.5221	0.5246
	第109期(平成19年5月10日現在)	39,591	39,778	0.5303	0.5328
第19 特定期間	第110期(平成19年6月11日現在)	39,073	39,271	0.5326	0.5353
	第111期(平成19年7月10日現在)	38,357	38,537	0.5319	0.5344
	第112期(平成19年8月10日現在)	35,607	35,800	0.4986	0.5013
	第113期(平成19年9月10日現在)	33,580	33,763	0.4782	0.4808
	第114期(平成19年10月10日現在)	34,649	34,820	0.5068	0.5093
	第115期(平成19年11月12日現在)	31,270	31,450	0.4701	0.4728
第20 特定期間	第116期(平成19年12月10日現在)	30,531	30,674	0.4710	0.4732
	第117期(平成20年1月10日現在)	28,745	28,902	0.4561	0.4586
	第118期(平成20年2月12日現在)	26,581	26,733	0.4369	0.4394
	第119期(平成20年3月10日現在)	24,495	24,613	0.4166	0.4186
	第120期(平成20年4月10日現在)	23,907	24,038	0.4193	0.4216
	第121期(平成20年5月12日現在)	24,306	24,441	0.4339	0.4363

第21 特定期間	第122期(平成20年6月10日現在)	24,466	24,597	0.4469	0.4493
	第123期(平成20年7月10日現在)	22,794	22,921	0.4295	0.4319
	第124期(平成20年8月11日現在)	22,464	22,594	0.4335	0.4360
	第125期(平成20年9月10日現在)	21,011	21,125	0.4268	0.4291
	第126期(平成20年10月10日現在)	15,366	15,474	0.3272	0.3295
	第127期(平成20年11月10日現在)	13,825	13,920	0.3047	0.3068
第22 特定期間	第128期(平成20年12月10日現在)	11,399	11,492	0.2567	0.2588
	第129期(平成21年1月13日現在)	12,263	12,362	0.2841	0.2864
	第130期(平成21年2月10日現在)	12,154	12,243	0.2883	0.2904
	第131期(平成21年3月10日現在)	11,686	11,776	0.2864	0.2886
	第132期(平成21年4月10日現在)	12,566	12,658	0.3155	0.3178
	第133期(平成21年5月11日現在)	13,063	13,152	0.3369	0.3392
第23 特定期間	第134期(平成21年6月10日現在)	12,909	13,000	0.3427	0.3451
	第135期(平成21年7月10日現在)	12,070	12,159	0.3271	0.3295
	第136期(平成21年8月10日現在)	13,200	13,288	0.3630	0.3654
	第137期(平成21年9月10日現在)	12,166	12,251	0.3416	0.3440
	第138期(平成21年10月13日現在)	12,080	12,164	0.3444	0.3468
	第139期(平成21年11月10日現在)	12,029	12,105	0.3482	0.3504
第24 特定期間	第140期(平成21年12月10日現在)	11,669	11,744	0.3444	0.3466
	第141期(平成22年1月12日現在)	12,242	12,322	0.3682	0.3706
	第142期(平成22年2月10日現在)	11,345	11,416	0.3492	0.3514
	第143期(平成22年3月10日現在)	11,339	11,406	0.3573	0.3594
	第144期(平成22年4月12日現在)	11,552	11,626	0.3717	0.3741
	第145期(平成22年5月10日現在)	11,084	11,151	0.3621	0.3643
	平成21年6月末日	12,544	-	0.3387	-
	平成21年7月末日	12,874	-	0.3525	-
	平成21年8月末日	12,351	-	0.3443	-
	平成21年9月末日	12,272	-	0.3476	-
	平成21年10月末日	12,338	-	0.3549	-
	平成21年11月末日	11,533	-	0.3383	-
	平成21年12月末日	12,184	-	0.3638	-
	平成22年1月末日	11,592	-	0.3543	-
	平成22年2月末日	11,219	-	0.3510	-
	平成22年3月末日	11,649	-	0.3725	-
	平成22年4月末日	11,646	-	0.3798	-
	平成22年5月末日	10,654	-	0.3555	-
	平成22年6月末日	10,148	-	0.3466	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)		1口当たりの分配金(円)
--	--------------	--	--------------

第5 特定期間	第26期	0.0065	第6 特定期間	第32期	0.0065
	第27期	0.0065		第33期	0.0065
	第28期	0.0065		第34期	0.0065
	第29期	0.0065		第35期	0.0045
	第30期	0.0065		第36期	0.0047
	第31期	0.0065		第37期	0.0050
第7 特定期間	第38期	0.0052	第8 特定期間	第44期	0.0050
	第39期	0.0045		第45期	0.0052
	第40期	0.0051		第46期	0.0045
	第41期	0.0049		第47期	0.0045
	第42期	0.0045		第48期	0.0043
	第43期	0.0051		第49期	0.0041
第9 特定期間	第50期	0.0041	第10 特定期間	第56期	0.0035
	第51期	0.0038		第57期	0.0032
	第52期	0.0040		第58期	0.0032
	第53期	0.0037		第59期	0.0028
	第54期	0.0037		第60期	0.0030
	第55期	0.0037		第61期	0.0030
第11 特定期間	第62期	0.0029	第12 特定期間	第68期	0.0026
	第63期	0.0029		第69期	0.0028
	第64期	0.0028		第70期	0.0022
	第65期	0.0026		第71期	0.0026
	第66期	0.0024		第72期	0.0026
	第67期	0.0027		第73期	0.0024
第13 特定期間	第74期	0.0026	第14 特定期間	第80期	0.0024
	第75期	0.0026		第81期	0.0025
	第76期	0.0024		第82期	0.0023
	第77期	0.0026		第83期	0.0022
	第78期	0.0027		第84期	0.0026
	第79期	0.0024		第85期	0.0024
第15 特定期間	第86期	0.0026	第16 特定期間	第92期	0.0029
	第87期	0.0027		第93期	0.0023
	第88期	0.0026		第94期	0.0025
	第89期	0.0027		第95期	0.0023
	第90期	0.0025		第96期	0.0026
	第91期	0.0025		第97期	0.0024
第17 特定期間	第98期	0.0026	第18 特定期間	第104期	0.0026
	第99期	0.0023		第105期	0.0025
	第100期	0.0025		第106期	0.0029
	第101期	0.0026		第107期	0.0023
	第102期	0.0024		第108期	0.0025
	第103期	0.0026		第109期	0.0025

第19 特定期間	第110期	0.0027	第20 特定期間	第116期	0.0022
	第111期	0.0025		第117期	0.0025
	第112期	0.0027		第118期	0.0025
	第113期	0.0026		第119期	0.0020
	第114期	0.0025		第120期	0.0023
	第115期	0.0027		第121期	0.0024
第21 特定期間	第122期	0.0024	第22 特定期間	第128期	0.0021
	第123期	0.0024		第129期	0.0023
	第124期	0.0025		第130期	0.0021
	第125期	0.0023		第131期	0.0022
	第126期	0.0023		第132期	0.0023
	第127期	0.0021		第133期	0.0023
第23 特定期間	第134期	0.0024	第24 特定期間	第140期	0.0022
	第135期	0.0024		第141期	0.0024
	第136期	0.0024		第142期	0.0022
	第137期	0.0024		第143期	0.0021
	第138期	0.0024		第144期	0.0024
	第139期	0.0022		第145期	0.0022

【収益率の推移】

		収益率(%)			収益率(%)
第5 特定期間	第26期	2.50	第6 特定期間	第32期	1.94
	第27期	1.20		第33期	10.77
	第28期	0.45		第34期	5.78
	第29期	0.99		第35期	1.40
	第30期	1.16		第36期	3.88
	第31期	5.79		第37期	0.71
第7 特定期間	第38期	0.95	第8 特定期間	第44期	5.72
	第39期	0.10		第45期	6.26
	第40期	0.88		第46期	2.49
	第41期	3.38		第47期	4.74
	第42期	5.85		第48期	2.11
	第43期	3.62		第49期	1.86
第9 特定期間	第50期	3.94	第10 特定期間	第56期	6.78
	第51期	10.04		第57期	0.21
	第52期	2.36		第58期	1.12
	第53期	1.70		第59期	0.74
	第54期	0.49		第60期	5.78
	第55期	0.60		第61期	1.34
第11 特定期間	第62期	3.25	第12 特定期間	第68期	0.15
	第63期	0.51		第69期	1.70
	第64期	1.58		第70期	1.74
	第65期	1.69		第71期	6.07
	第66期	4.81		第72期	4.40
	第67期	1.41		第73期	4.46

第13 特定期間	第74期	1.87	第14 特定期間	第80期	0.56
	第75期	0.77		第81期	0.19
	第76期	3.95		第82期	1.94
	第77期	1.31		第83期	1.04
	第78期	0.83		第84期	1.68
	第79期	1.78		第85期	4.39
第15 特定期間	第86期	3.50	第16 特定期間	第92期	3.82
	第87期	5.76		第93期	4.10
	第88期	0.36		第94期	3.99
	第89期	1.60		第95期	0.16
	第90期	2.85		第96期	0.59
	第91期	2.22		第97期	5.45
第17 特定期間	第98期	2.10	第18 特定期間	第104期	0.22
	第99期	0.57		第105期	2.96
	第100期	2.24		第106期	3.06
	第101期	2.30		第107期	2.20
	第102期	2.98		第108期	1.08
	第103期	0.31		第109期	2.05
第19 特定期間	第110期	0.94	第20 特定期間	第116期	0.66
	第111期	0.34		第117期	2.63
	第112期	5.75		第118期	3.66
	第113期	3.57		第119期	4.19
	第114期	6.50		第120期	1.20
	第115期	6.71		第121期	4.05
第21 特定期間	第122期	3.55	第22 特定期間	第128期	15.06
	第123期	3.36		第129期	11.57
	第124期	1.51		第130期	2.22
	第125期	1.01		第131期	0.10
	第126期	22.80		第132期	10.96
	第127期	6.23		第133期	7.51
第23 特定期間	第134期	2.43	第24 特定期間	第140期	0.46
	第135期	3.85		第141期	7.61
	第136期	11.71		第142期	4.56
	第137期	5.23		第143期	2.92
	第138期	1.52		第144期	4.70
	第139期	1.74		第145期	1.99

(注)収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)		設定数量(口)	解約数量(口)
--	---------	---------	--	---------	---------

第5 特定期間	第26期	853,978,559	2,958,151,825	第6 特定期間	第32期	2,738,221,898	2,324,695,885
	第27期	1,152,387,614	2,012,763,483		第33期	3,107,967,167	1,263,443,800
	第28期	1,043,062,205	1,680,977,016		第34期	8,048,087,583	3,898,896,737
	第29期	1,866,606,746	948,985,992		第35期	8,265,126,332	2,365,637,547
	第30期	3,384,937,190	1,228,417,422		第36期	6,045,840,429	2,733,848,293
	第31期	2,611,878,455	1,555,228,330		第37期	3,012,025,620	1,060,787,603
第7 特定期間	第38期	5,054,467,313	1,016,493,526	第8 特定期間	第44期	2,871,603,499	1,555,832,393
	第39期	10,626,793,416	2,105,843,528		第45期	3,359,685,260	1,955,936,409
	第40期	6,107,878,110	4,441,370,488		第46期	5,620,857,966	3,782,446,977
	第41期	6,416,558,158	2,134,520,717		第47期	3,582,208,538	3,767,345,957
	第42期	2,915,208,994	3,729,508,020		第48期	5,179,974,492	1,540,798,360
	第43期	2,340,492,022	2,598,825,447		第49期	4,304,106,817	1,645,910,586
第9 特定期間	第50期	2,934,138,451	1,357,096,260	第10 特定期間	第56期	2,772,350,597	1,545,125,928
	第51期	2,282,178,287	1,433,002,758		第57期	2,794,637,385	1,275,704,061
	第52期	905,752,571	2,176,515,069		第58期	2,765,438,013	1,845,362,858
	第53期	1,351,894,250	1,274,730,321		第59期	2,632,063,851	1,831,511,725
	第54期	1,731,716,506	1,181,126,190		第60期	1,896,577,553	3,152,033,831
	第55期	1,455,529,515	1,517,371,427		第61期	2,636,196,923	2,752,758,005
第11 特定期間	第62期	1,633,718,429	2,128,677,616	第12 特定期間	第68期	1,042,990,811	2,763,723,824
	第63期	3,066,985,442	1,930,687,332		第69期	2,242,856,180	2,458,646,559
	第64期	3,053,130,726	1,015,631,308		第70期	1,504,603,300	1,647,761,173
	第65期	2,124,010,567	940,041,215		第71期	2,212,251,796	1,761,655,114
	第66期	2,054,939,181	1,026,745,101		第72期	849,110,551	1,289,842,524
	第67期	667,136,809	1,522,884,423		第73期	402,355,493	854,983,251
第13 特定期間	第74期	772,964,773	2,089,839,097	第14 特定期間	第80期	1,914,736,268	1,109,036,340
	第75期	1,028,574,758	1,611,191,589		第81期	1,194,637,871	1,006,320,571
	第76期	1,035,990,068	1,708,077,056		第82期	1,371,795,175	820,655,159
	第77期	1,327,756,679	1,749,142,143		第83期	1,076,236,094	988,812,172
	第78期	1,117,781,898	1,603,955,270		第84期	967,530,214	2,358,740,456
	第79期	1,474,676,081	1,567,360,136		第85期	585,558,868	1,451,321,326
第15 特定期間	第86期	835,560,565	2,700,060,330	第16 特定期間	第92期	373,457,704	2,097,365,418
	第87期	906,549,363	1,761,418,166		第93期	319,397,162	985,412,570
	第88期	893,703,458	1,502,404,959		第94期	596,103,752	1,406,412,007
	第89期	730,153,487	1,275,166,443		第95期	460,852,577	1,520,246,962
	第90期	743,712,966	1,405,845,556		第96期	253,502,509	2,711,561,112
	第91期	529,407,555	1,432,748,954		第97期	221,703,118	2,048,364,238
第17 特定期間	第98期	444,813,531	1,372,075,994	第18 特定期間	第104期	352,235,806	1,281,016,948
	第99期	478,718,502	2,121,769,109		第105期	117,725,127	1,357,224,831
	第100期	271,307,038	2,200,688,758		第106期	240,301,108	1,278,545,724
	第101期	642,544,705	2,185,954,888		第107期	218,802,163	985,306,797
	第102期	400,910,410	1,671,686,752		第108期	214,734,669	1,102,071,431
	第103期	191,601,916	2,757,259,749		第109期	198,649,104	1,712,715,214

第19 特定期間	第110期	81,009,879	1,370,227,028	第20 特定期間	第116期	73,688,828	1,771,851,504
	第111期	130,030,718	1,390,030,493		第117期	271,460,131	2,070,418,326
	第112期	99,700,369	797,634,460		第118期	137,934,798	2,321,177,788
	第113期	80,037,894	1,265,255,222		第119期	98,211,409	2,141,624,109
	第114期	128,260,339	1,984,649,637		第120期	37,776,367	1,809,255,974
	第115期	64,926,492	1,918,000,107		第121期	99,870,188	1,099,694,995
第21 特定期間	第122期	14,857,175	1,295,316,765	第22 特定期間	第128期	12,964,152	984,111,376
	第123期	24,309,036	1,689,458,552		第129期	15,817,406	1,255,178,307
	第124期	23,296,505	1,275,835,977		第130期	14,554,384	1,016,925,101
	第125期	25,631,191	2,619,991,104		第131期	13,570,384	1,371,952,849
	第126期	13,346,471	2,284,086,552		第132期	29,707,481	1,010,107,996
	第127期	47,819,385	1,629,105,636		第133期	12,815,736	1,066,656,921
第23 特定期間	第134期	46,526,093	1,149,071,366	第24 特定期間	第140期	11,624,412	673,224,093
	第135期	12,391,739	780,033,838		第141期	81,524,853	718,775,750
	第136期	28,948,976	570,008,475		第142期	12,328,249	774,491,965
	第137期	21,032,783	770,252,182		第143期	50,198,582	800,045,799
	第138期	19,241,415	558,370,590		第144期	8,629,425	667,716,471
	第139期	19,436,277	543,031,537		第145期	16,812,623	485,126,950

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

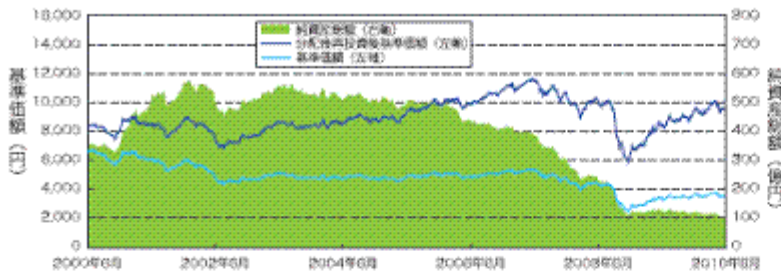
(参考情報) 交付目論見書に記載する運用実績

(2010年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（過去10年）

基準価額	3,466円	純資産総額	10,149(百万円)
------	--------	-------	-------------



※基準価額は信託報酬控除後のものです。分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

■ 期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-1.8%
3カ月	-5.1%
6カ月	-1.0%
1年	10.7%
3年	-18.8%
5年	0.2%
設定来	-6.5%

※期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前/1万口当たり)

決算期	2010年2月	2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	22円	21円	24円	22円	24円	277円	5,574円

主要な資産の状況

■ 種別配分

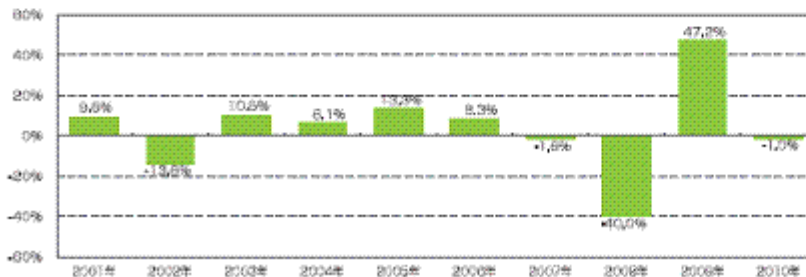
種別名	純資産比
ハイ・イールド債	95.4%
エマージング債	0.0%
キャッシュ等	4.6%

銘柄数	126
-----	-----

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	純資産比
1	インテルサット・バミューダ	11.500%	2017/2/4	1.8%
2	チェサピーク・エナジー	6.375%	2015/6/15	1.8%
3	CITグループ	7.000%	2017/5/1	1.7%
4	エコスターDBS	7.000%	2013/10/1	1.6%
5	テック・リソーシズ	10.250%	2016/5/15	1.6%
6	PGS・ソリューションズ	9.625%	2015/2/15	1.6%
7	シーエスシー・ホールディングス	8.625%	2019/2/15	1.6%
8	インタージェン	9.000%	2017/6/30	1.5%
9	バエテック・ホールディング	8.875%	2017/6/30	1.4%
10	ノベリス・インク	7.250%	2015/2/15	1.4%

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

※2010年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

- ・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、累積投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 *「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

購入代金の支払い	<p>販売会社が定める期日までにお支払いください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動けいぞく投資コース」 <p>販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般コース」 <p>購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。</p>
購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	換金単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	<p>原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。</p> <p>当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。</p>
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、またはその他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国であるエマージング・カントリーにおける政治、経済、社会情勢等の急変等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	<p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。</p>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<p>基準価額の算定</p>	<p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <p>基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <div data-bbox="523 638 1353 1093" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基準価額の計算方法</p> <p>ファンドの純資産総額 = ファンドの資産総額 - ファンドの負債総額 ファンドの基準価額 = ファンドの純資産総額 ÷ ファンドの受益権口数</p> </div>						
<p>基準価額の算出頻度と公表</p>	<p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「Mインカ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。</p> <p>なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">基準価額の照会先</p> <div data-bbox="523 1429 1359 1639" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>インベスコ投信投資顧問株式会社</p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6402-2700 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div>						
<p>主な投資資産の評価方法</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公社債</td> <td>原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場 で評価します。</td> </tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額	株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場 で評価します。
投資資産	評価方法						
公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額						
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場 で評価します。						

(2) 【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成10年2月25日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

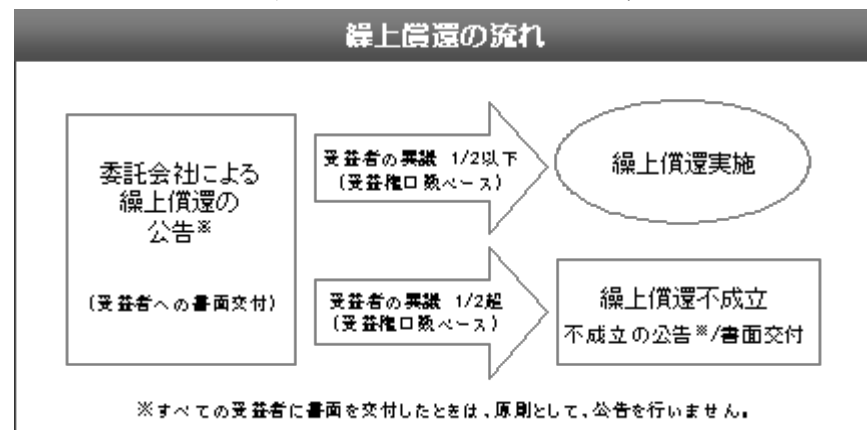
(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5) 【その他】

繰上償還

- ・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。
- * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- * 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

<p>信託約款の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 <div data-bbox="509 383 1378 808" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>重大な信託約款の変更の流れ</p> <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告* (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告*/書面交付] </pre> <p>※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
<p>反対者の買取請求</p>	<p>委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更(その内容が重大なもの)を行う場合において、受益者は、所定の期間内(1カ月を下回らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べるすることができます。</p> <p>この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>関係会社との契約の更新等に関する手続きについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
<p>運用報告書</p>	<p>委託会社は、年2回(5月と11月の決算時)および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。</p>
<p>公告</p>	<p>受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>

4 【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	<p>受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。</p>
反対者の買取請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社が、信託契約の解約または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べることができます。 ・所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	<p>受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。</p>
帳簿閲覧権	<p>受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。</p>

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されました。

以下の記載内容は、当該変更前のファンドの経理状況です。

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、前特定期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）の財務諸表については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、当特定期間（平成21年11月11日から平成22年5月10日まで）の財務諸表については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）および当特定期間（平成21年11月11日から平成22年5月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成21年11月10日現在)	当特定期間末 (平成22年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	220,796,179	410,501,297
金銭信託	176,973	-
コール・ローン	540,364,379	93,087,313
株式	40,238,184	53,894,227
社債券	11,161,485,747	10,390,107,215
未収入金	52,138,519	-
未収配当金	1,051,466	1,115,316
未収利息	236,718,904	211,214,898
前払費用	6,182,139	6,619,990
その他未収収益	5,457,656	9,790,436
流動資産合計	12,264,610,146	11,176,330,692
資産合計	12,264,610,146	11,176,330,692
負債の部		
流動負債		
未払金	122,301,575	-
未払収益分配金	76,008,929	67,344,750
未払解約金	21,036,627	9,608,733
未払受託者報酬	494,381	465,030
未払委託者報酬	14,831,451	13,950,923
その他未払費用	188,324	354,300
流動負債合計	234,861,287	91,723,736
負債合計	234,861,287	91,723,736
純資産の部		
元本等		
元本	34,549,513,312	30,611,250,428
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	22,519,764,453	19,526,643,472
(分配準備積立金)	1,141,966,909	998,450,046
純資産合計	12,029,748,859	11,084,606,956
負債純資産合計	12,264,610,146	11,176,330,692

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前特定期間	当特定期間
	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
営業収益		
受取配当金	2,223,175	2,172,014
受取利息	527,568,168	467,817,095
有価証券売買等損益	1,619,562,066	212,561,511
為替差損益	1,147,676,318	299,933,388
その他収益	19,498,519	10,756,729
営業収益合計	1,021,175,610	993,240,737
営業費用		
受託者報酬	3,288,031	3,041,302
委託者報酬	98,640,797	91,239,054
その他費用	2,484,813	2,275,743
営業費用合計	104,413,641	96,556,099
営業利益又は営業損失()	916,761,969	896,684,638
経常利益又は経常損失()	916,761,969	896,684,638
当期純利益又は当期純損失()	916,761,969	896,684,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	5,828,934	10,308,527
期首剰余金又は期首欠損金()	25,709,196,581	22,519,764,453
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,876,082,190	2,657,574,257
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,876,082,190	2,657,574,257
剰余金減少額又は欠損金増加額	97,371,000	116,424,475
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	97,371,000	116,424,475
分配金	511,869,965	434,404,912
期末剰余金又は期末欠損金()	22,519,764,453	19,526,643,472

（ 3 ） 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当特定期間 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券（株式）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価し、株式以外の組入有価証券については、個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における特定期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>特定期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場、もしくは当該金融商品取引所における特定期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>同左</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券</p> <p>同左</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券</p> <p>同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>同左</p>

2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として特定期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、平成21年5月10日が休日のため、平成21年5月12日から平成21年11月10日までとなっております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

	前特定期間末 （平成21年11月10日現在）	当特定期間末 （平成22年5月10日現在）
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,519,764,453円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,526,643,472円であります。
2. 当該特定期間の末日における受益権総数	34,549,513,312口	30,611,250,428口
3. 1口当たり純資産額	0.3482円	0.3621円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自平成21年5月12日 至平成21年11月10日	当特定期間 自平成21年11月11日 至平成22年5月10日																																				
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 35,134,852円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 32,498,430円																																				
2. 分配金の計算過程 （自平成21年5月12日 至平成21年6月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,713,185,811円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、90,408,380円（1万口当たり24円）を分配金額としております。（外国所得税額13,566円控除後の分配金は90,394,814円となります。）	2. 分配金の計算過程 （自平成21年11月11日 至平成21年12月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,303,832,185円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、74,553,409円（1万口当たり22円）を分配金額としております。（外国所得税額11,657円控除後の分配金は74,541,752円となります。）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額（円）</th> <th>1万口当たり（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>85,561,192</td> <td>22.72</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>2,358,374,737</td> <td>626.05</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>1,269,249,882</td> <td>336.93</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>3,713,185,811</td> <td>985.70</td> </tr> </tbody> </table>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	85,561,192	22.72	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	2,358,374,737	626.05	D. 分配準備 積立金	1,269,249,882	336.93	分配可能額	3,713,185,811	985.70	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額（円）</th> <th>1万口当たり（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>58,288,109</td> <td>17.20</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>2,125,190,877</td> <td>627.12</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>1,120,353,199</td> <td>330.59</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>3,303,832,185</td> <td>974.91</td> </tr> </tbody> </table>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	58,288,109	17.20	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	2,125,190,877	627.12	D. 分配準備 積立金	1,120,353,199	330.59	分配可能額	3,303,832,185	974.91
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	85,561,192	22.72																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	2,358,374,737	626.05																																			
D. 分配準備 積立金	1,269,249,882	336.93																																			
分配可能額	3,713,185,811	985.70																																			
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	58,288,109	17.20																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	2,125,190,877	627.12																																			
D. 分配準備 積立金	1,120,353,199	330.59																																			
分配可能額	3,303,832,185	974.91																																			
（自平成21年6月11日 至平成21年7月10日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,622,094,628円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、88,566,039円（1万口当たり24円）を分配金額としております。	（自平成21年12月11日 至平成22年1月12日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,259,603,500円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、79,801,590円（1万口当たり24円）を分配金額としております。																																				

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	72,400,252	19.62
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,310,723,913	626.16
D. 分配準備 積立金	1,238,970,463	335.73
分配可能額	3,622,094,628	981.51

（自平成21年7月11日 至平成21年8月10日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,588,665,104円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、87,267,497円（1万口当たり24円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	106,532,358	29.29
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,277,827,224	626.44
D. 分配準備 積立金	1,204,305,522	331.20
分配可能額	3,588,665,104	986.93

（自平成21年8月11日 至平成21年9月10日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,500,106,967円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、85,469,370円（1万口当たり24円）を分配金額としております。（外国所得税額12,144円控除後の分配金は85,457,226円となります。）

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	90,440,783	27.19
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,087,944,518	627.94
D. 分配準備 積立金	1,081,218,199	325.16
分配可能額	3,259,603,500	980.29

（自平成22年1月13日 至平成22年2月10日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,168,950,554円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、71,474,697円（1万口当たり22円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	61,284,792	18.86
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,040,482,397	628.06
D. 分配準備 積立金	1,067,183,365	328.47
分配可能額	3,168,950,554	975.39

（自平成22年2月11日 至平成22年3月10日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,105,034,105円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、66,651,168円（1万口当たり21円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	70,105,481	19.69
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,231,606,295	626.64
D. 分配準備 積立金	1,198,395,191	336.50
分配可能額	3,500,106,967	982.83

（自平成21年9月11日 至平成21年10月13日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,449,457,636円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、84,175,460円（1万口当たり24円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	86,064,853	24.53
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,198,460,827	626.82
D. 分配準備 積立金	1,164,931,956	332.13
分配可能額	3,449,457,636	983.48

（自平成21年10月14日 至平成21年11月10日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,384,268,221円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、76,008,929円（1万口当たり22円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	68,777,842	19.91
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	2,166,292,383	627.01
D. 分配準備 積立金	1,149,197,996	332.61
分配可能額	3,384,268,221	979.53

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	78,348,453	24.68
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	1,995,008,015	628.57
D. 分配準備 積立金	1,031,677,637	325.05
分配可能額	3,105,034,105	978.30

（自平成22年3月11日 至平成22年4月12日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は3,055,425,003円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、74,590,955円（1万口当たり24円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	79,581,552	25.60
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	1,953,858,554	628.66
D. 分配準備 積立金	1,021,984,897	328.82
分配可能額	3,055,425,003	983.08

（自平成22年4月13日 至平成22年5月10日）
投資信託約款に基づき計算した分配可能額は2,990,772,747円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、67,344,750円（1万口当たり22円）を分配金額としております。

	金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	54,373,527	17.76
B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	1,924,977,951	628.84
D. 分配準備 積立金	1,011,421,269	330.40
分配可能額	2,990,772,747	977.00

<p>3. その他費用 監査報酬およびカस्टディ・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>3. その他費用 同左</p> <p>4. 欠損金減少額および欠損金増加額 同左</p>
--	---

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p>前特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日</p>	<p>当特定期間 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日</p>
	<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式・社債券）、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。 なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>

	<p>3．金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認められた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。</p> <p>売買執行体制として、運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行いたします。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追及するとともに、社内牽制体制を確立しております。</p> <p>コンプライアンス体制として、コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。</p>
--	---

2．金融商品の時価等に関する事項

前特定期間末 (平成21年11月10日現在)	当特定期間末 (平成22年5月10日現在)
	<p>1．貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2．時価の算定方法 株式・社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前特定期間 自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日	当特定期間 自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

前特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当特定期間 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1．本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当特定期間 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
期首元本額	38,772,704,017円	34,549,513,312円
期中追加設定元本額	147,577,283円	181,118,144円
期中一部解約元本額	4,370,767,988円	4,119,381,028円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	前特定期間末 (平成21年11月10日現在)	
種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	40,238,184	1,759,023
社債券	11,161,485,747	95,320,334
合計	11,201,723,931	97,079,357

種類	当特定期間末 (平成22年 5月10日現在)	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	1,606,199	
社債券	192,849,576	
合計	194,455,775	

3．デリバティブ取引等関係（前特定期間末）

取引の状況に関する事項

前特定期間 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日
1．取引の内容 ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2．取引の利用目的および取引に対する取組方針 外貨建資金の受渡を行う際の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3．取引に係るリスクの内容 為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

前特定期間末(平成21年11月10日現在)

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係(当特定期間末)

ヘッジ会計が適用されていないもの

当特定期間末(平成22年5月10日現在)

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

当特定期間末(平成22年5月10日現在)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表(株式)

平成22年5月10日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	GMAC INC -PFD	750	778.03	583,523.47	
	計	銘柄数: 1			583,523.47	
					(53,894,227)	
		組入時価比率: 0.5%			100.0%	
	合計				53,894,227	
					(53,894,227)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表(外国公社債)

平成22年5月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	AES CORP	340,000.00	345,950.00	
		AES CORP	1,165,000.00	1,182,475.00	
		AFFINION GROUP INC	540,000.00	564,300.00	
		AIRGAS INC	250,000.00	271,875.00	
		AMC ENTERTAINMENT INC	785,000.00	812,475.00	
		AMERISTAR CASINOS INC	715,000.00	743,600.00	
		APRIA HEALTHCARE	395,000.00	432,525.00	
		APRIA HEALTHCARE AHG	915,000.00	1,001,925.00	
		ASHLAND INC	760,000.00	845,500.00	
		ATLAS ENERGY	1,030,000.00	1,127,850.00	
		AXCAN INTERMEDIATE HOLD	595,000.00	615,825.00	
		BALDOR ELECTRIC	705,000.00	749,062.50	
		BANK OF AMERICA	795,000.00	771,424.27	
		BERRY PLASTICS CORP	1,675,000.00	1,658,250.00	
		CASCADES INC	565,000.00	570,650.00	
		CASE NEW HOLLAND INC	565,000.00	589,012.50	
		CHARTER COMM OPT	1,165,000.00	1,301,887.50	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	2,010,000.00	1,939,650.00	
		CIE GENER DE GEOPHYSIQUE	1,210,000.00	1,197,900.00	
		CIMAREX ENERGY CO	515,000.00	517,575.00	
		CIT GROUP INC	2,440,000.00	2,159,400.00	
		CITIZENS COMM CO	1,680,000.00	1,617,000.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC	835,000.00	835,000.00	
		CROWN AMERICAS	238,000.00	243,950.00	
		CSC HOLDINGS INC	820,000.00	861,000.00	
		CSC HOLDINGS INC	1,695,000.00	1,809,412.50	
		DYN-RSTN/DNKM PT TRUST B	790,000.00	727,787.50	
		DYNEGY HOLDINGS INC	415,000.00	346,525.00	
		EHOSTAR DBS	1,810,000.00	1,814,525.00	
		EDISON MISSION ENERGY	885,000.00	639,412.50	
		EDISON MISSION ENERGY	1,385,000.00	931,412.50	
		EL PASO CORP	185,000.00	216,450.00	
		EL PASO CORP	485,000.00	495,182.09	
		EXPEDIA INC	1,245,000.00	1,388,175.00	
		FEDERATED RETAIL	865,000.00	884,462.50	
		FIREKEEPERS DEV	560,000.00	653,800.00	
		FIRST DATA CORP	495,000.00	420,750.00	
		FMC FINANCE III SA	795,000.00	830,775.00	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,930,000.00	1,931,073.08	

	FOREST OIL CORP	690,000.00	662,400.00	
	FOUNDATION PA COAL CO	755,000.00	775,762.50	
	FREESCALE SEMICONDUCTOR	1,120,000.00	1,103,200.00	
	FRESENIUS US FINANCE II	385,000.00	433,125.00	
	GEORGIA-PACIFIC	1,345,000.00	1,418,975.00	
	GMAC INC	1,353,000.00	1,312,410.00	
	GRAHAM PACKAGING CO	1,080,000.00	1,119,150.00	
	GRAPHIC PACKAGING INTL	1,010,000.00	1,040,300.00	
	HANSON PLC	395,000.00	403,619.29	
	HARRAHS OPERATING CO INC	1,075,000.00	1,123,375.00	
	HCA INC	840,000.00	835,800.00	
	HCA INC	1,125,000.00	1,057,500.00	
	HCA INC	520,000.00	564,200.00	
	HEXCEL CORP	700,000.00	700,000.00	
	HEXION FIN/HEXION ESCROW	1,050,000.00	992,250.00	
	HILCORP ENERGY	1,490,000.00	1,467,650.00	
	INNOPHOS INC	795,000.00	814,875.00	
	INTELSAT BERMUDA LTD	2,103,125.00	2,176,734.37	
	INTELSAT CORP	470,000.00	486,450.00	
	INTELSAT JACKSON HLDG	405,000.00	421,200.00	
	INTERGEN NV	1,705,000.00	1,764,675.00	
	INTL LEASE FINANCE CORP	785,000.00	730,050.00	
	INVACARE CORP	370,000.00	399,600.00	
	JBS USA LLC/JBS USA FINA	615,000.00	691,875.00	
	KEY ENERGY SERVICES INC	745,000.00	750,587.50	
	L-3 COMMUNICATIONS CORP	900,000.00	902,250.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	435,000.00	419,775.00	
	LPL HOLDINGS INC	1,395,000.00	1,457,775.00	
	LVB ACQUISITION (BIOMET)	1,095,000.00	1,185,337.50	
	M-FOODS HOLDINGS INC	460,000.00	476,100.00	
	MASSEY ENERGY CO	1,140,000.00	1,077,300.00	
	MGM MIRAGE	1,720,000.00	1,556,600.00	
	MGM MIRAGE	575,000.00	656,937.50	
	MIRANT AMERICAS	300,000.00	278,250.00	
	MIRANT AMERICAS GENR LLC	1,000,000.00	962,500.00	
	NAVISTAR INTL	1,220,000.00	1,226,100.00	
	NEWFIELD EXPLORATION	1,225,000.00	1,225,000.00	
	NEWFIELD EXPLORATION	325,000.00	323,375.00	
	NEWPAGE CORP	900,000.00	895,500.00	
	NEXTEL COMMUNICATIONS	1,050,000.00	1,008,000.00	
	NIELSEN FINANCE LLC/CO	745,000.00	759,900.00	
	NOVELIS INC	1,645,000.00	1,562,750.00	
	NRG ENERGY	1,000,000.00	985,000.00	
	NTL CABLE PLC	80,000.00	81,800.00	
	NTL CABLE PLC	905,000.00	950,250.00	
	OMNICARE INC	1,580,000.00	1,587,900.00	
	OMNICARE INC	360,000.00	358,200.00	
	OPTI CANADA INC	1,570,000.00	1,436,550.00	
	OWENS BROCKWAY GLASS CON	610,000.00	628,300.00	
	OWENS-BROCKWAY	425,000.00	446,250.00	
	P.H. GLATFELTER	270,000.00	265,950.00	
	PAETEC HOLDING	1,650,000.00	1,658,250.00	
	PIONEER NATURAL	755,000.00	753,422.80	
	PLAINS EXPLOR&PROD	1,075,000.00	1,075,000.00	
	PLAINS EXPLORATION	500,000.00	500,000.00	

		PLAINS EXPLORATION	450,000.00	486,000.00	
		RBS GLOBAL&REXNORD COR	690,000.00	674,475.00	
		RITE AID CORP	885,000.00	730,125.00	
		RRI ENERGY INC	700,000.00	656,250.00	
		SELECT MEDICAL	829,000.00	721,230.00	
		SERVICE CORP INT'L	720,000.00	716,400.00	
		SMITHFIELD FOODS INC	1,350,000.00	1,377,000.00	
		SOLO CUP CO	840,000.00	846,300.00	
		SONAT INC	830,000.00	867,638.84	
		SPRINT CAPITAL CORP	1,590,000.00	1,415,100.00	
		SUN HEALTHCARE	495,000.00	504,900.00	
		SUNGARD DATA SYSTEMS INC	1,440,000.00	1,440,000.00	
		SUNGARD DATA SYSTEMS INC	225,000.00	241,875.00	
		SUPERVALU INC	540,000.00	548,100.00	
		SUPERVALU INC	535,000.00	540,350.00	
		TECK RESOURCES	1,570,000.00	1,832,975.00	
		TENET HEALTHCARE	530,000.00	594,925.00	
		TENET HEALTHCARE CORP	820,000.00	838,450.00	
		TERRA CAPITAL INC	1,025,000.00	1,255,625.00	
		TICKETMASTER ENTERTAINME	850,000.00	949,875.00	
		TRANSDIGM INC	595,000.00	605,412.50	
		VANGENT INC	1,870,000.00	1,729,750.00	
		VERSO PAPER HLDGS LLC/IN	650,000.00	708,500.00	
		WEST CORP	780,000.00	787,800.00	
		WESTLAKE CHEMICALS	630,000.00	617,400.00	
		WIND ACQUISITION 144A	1,230,000.00	1,297,650.00	
		WIND ACQUISITION FIN SA	750,000.00	787,500.00	
		WINDSTREAM CORP	745,000.00	769,212.50	
		WINDSTREAM CORP	635,000.00	603,250.00	
		WYNN LAS VEGAS	685,000.00	683,287.50	
		XM SATELLITE RADIO HLDGS	600,000.00	676,500.00	
	計	銘柄数 :	125	112,495,747.24	
				(10,390,107,215)	
		組入時価比率 :	93.7%	100.0%	
	合計			10,390,107,215	
				(10,390,107,215)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 種類毎の小計欄および合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成22年6月30日現在)

資産総額	10,217,492,796 円
負債総額	68,494,226 円
純資産総額(-)	10,148,998,570 円
発行済数量	29,280,716,063 口
1 単位当たり純資産額(/)	0.3466 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 * 委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

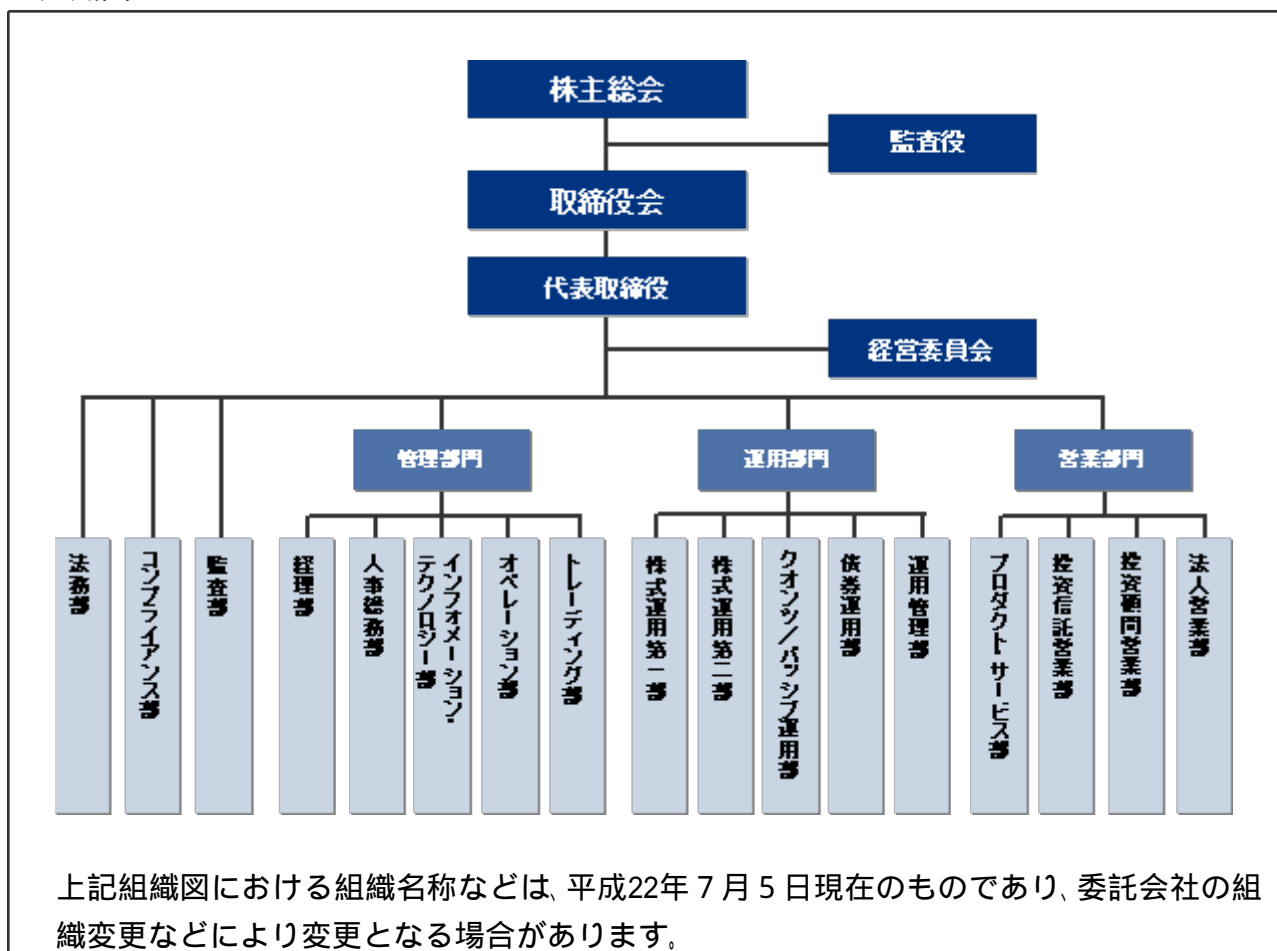
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年6月30日 現在の状況	資本金：3,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：20,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増減	平成22年6月15日付で、親会社であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの出資を受け、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

組織図



会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役を議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役	代表取締役は、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役を議長とし、原則として毎月1回開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、原則として、毎月1回以上開催される投資戦略委員会において決定されます。 投資戦略委員会は、運用部門長(CIO)および各運用部で構成され、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、国内外の経済動向や市場動向の分析を行い、月次の運用基本方針を協議、決定します。また適宜、長期基本方針を協議、決定します。
Do（実行）	各運用部は、投資戦略委員会で決定された運用基本方針に基づいて運用計画書を策定し、運用部門長(CIO)の承認を受けます。 各運用部のファンドマネジャーは、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。
-------	---

運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成22年6月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位:百万円)
	株式投資信託	43	223,480
	公社債投資信託	1	4,319
合計	44	227,799	

* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第20期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第20期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (平成21年3月31日現在)			第20期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			-			-	
預金			2,087,049			1,572,268	
前払費用			54,169			44,353	
未収入金			61,139			70,384	
未収委託者報酬			247,193			487,983	
未収投資顧問料			60,583			65,118	
未収還付法人税等			271,185			-	
繰延税金資産			-			-	
その他の流動資産			62,449			48,998	
流動資産計			2,843,771	87.1		2,289,107	85.8
固定資産							
有形固定資産							
建物		105,475			93,769		
器具備品		19,079			12,882		
建設仮勘定		-	124,554	3.8	1,000	107,651	4.0
無形固定資産							
ソフトウェア		11,346			7,055		
電話加入権		3,972	15,318	0.5	3,972	11,027	0.4
投資その他の資産							
投資有価証券		161			317		
差入保証金		267,531			248,097		
その他の投資		14,050	281,743	8.6	13,179	261,594	9.8
固定資産計			421,616	12.9		380,274	14.2
資産合計			3,265,387	100.0		2,669,381	100.0

（単位：千円）

科目	第19期 （平成21年3月31日現在）			第20期 （平成22年3月31日現在）		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			%			%
（負債の部）						
流動負債						
預り金		37,722			120,961	
未払金						
未払収益分配金	2,861			1,890		
未払償還金	59,815			62,060		
未払手数料	102,324			233,727		
その他の未払金	90,895	255,897		93,807	391,486	
未払費用		108,391			189,485	
未払法人税等		12,655			4,882	
未払消費税等		-			12,492	
賞与引当金		103,368			69,629	
その他の流動負債		100			1,511	
流動負債計		518,135	15.9		790,448	29.6
固定負債						
退職給付引当金		331,230			390,639	
役員退職慰労引当金		31,958			41,076	
固定負債計		363,188	11.1		431,715	16.2
負債合計		881,324	27.0		1,222,164	45.8
（純資産の部）						
株主資本						
資本金		480,000	14.7		480,000	18.0
資本剰余金						
資本準備金	114,578			114,578		
その他資本剰余金						
資本金減少差益	117,810			117,810		
資本剰余金合計		232,389	7.1		232,389	8.7
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	1,671,674			734,670		
利益剰余金合計		1,671,674	51.2		734,670	27.5
株主資本合計		2,384,063	73.0		1,447,060	54.2
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		-			156	
評価・換算差額等合計		-	0.0		156	0.0
純資産合計		2,384,063	73.0		1,447,216	54.2
負債・純資産合計		3,265,387	100.0		2,669,381	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		1,910,840			2,085,061	
投資顧問料		1,314,672			934,141	
付随業務収入		542,622			495,013	
営業収益計		3,768,134	100.0		3,514,216	100.0
営業費用						
支払手数料		667,716			893,469	
広告宣伝費		76,530			10,064	
公告費		935			775	
調査費						
調査費	131,857			163,802		
委託調査費	476,675			535,497		
図書費	2,857	611,390		3,320	702,620	
委託計算費		122,901			145,582	
営業雑経費						
通信費	23,934			22,872		
印刷費	64,995			40,654		
協会費	7,184			5,450		
その他営業雑経費	22,770	118,883		90	69,067	
営業費用計		1,598,357	42.4		1,821,579	51.8
一般管理費						
給料						
役員報酬	197,007			219,094		
給料・手当	1,172,891			997,723		
賞与	413,093	1,782,992		296,890	1,513,708	
退職金		2,960			29,933	
交際費		13,559			6,384	
寄付金		4,745			4,700	
旅費交通費		41,395			30,991	
租税公課		18,491			6,355	
不動産賃借料		266,112			265,079	
退職給付費用		94,560			86,749	
役員退職慰労引当金繰入		6,247			8,305	
賞与引当金繰入		103,368			69,629	
減価償却費		27,132			22,193	
福利厚生費		155,752			117,508	
諸経費		376,741			478,178	
一般管理費計		2,894,059	76.8		2,639,717	75.1
営業損失()		724,282	19.2		947,080	26.9

科目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益			%			%
受取利息		6,892			1,318	
有価証券利息		278			-	
未払分配金等償還益		989			-	
為替換算差益		9,547			-	
還付加算金		-			7,670	
雑益		5,175			9,410	
営業外収益計		22,883	0.6		18,399	0.5
営業外費用						
支払利息		61			-	
為替換算差損		-			4,426	
雑損		5,695			1,606	
営業外費用計		5,757	0.2		6,032	0.2
経常損失()		707,156	18.8		934,713	26.6
特別利益						
前期損益修正益		58,439			-	
特別利益計		58,439	1.6		-	0.0
特別損失						
特別退職金		54,436			-	
固定資産除却損		33			-	
投資有価証券評価損		338			-	
特別損失計		54,808	1.5		-	0.0
税引前当期純損失()		703,526	18.7		934,713	26.6
法人税、住民税及び事業税		24,796			2,290	
法人税等追徴税額		53,470			-	
法人税等調整額		120,385			-	
法人税等計		198,652	5.3		2,290	0.1
当期純損失()		902,178	23.9		937,003	26.7

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
		金額	金額
株主資本			
資本金			
前期末残高		480,000	480,000
当期変動額		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		480,000	480,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		114,578	114,578
当期変動額		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		114,578	114,578
その他資本剰余金			
前期末残高		117,810	117,810
当期変動額		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		117,810	117,810
資本剰余金合計			
前期末残高		232,389	232,389
当期変動額		-	-
当期変動額合計		-	-
当期末残高		232,389	232,389
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		2,573,852	1,671,674
当期変動額			
当期純損失()		902,178	937,003
当期変動額合計			
当期末残高		1,671,674	734,670
利益剰余金合計			
前期末残高		2,573,852	1,671,674
当期変動額			
当期純損失()		902,178	937,003
当期変動額合計			
当期末残高		1,671,674	734,670
株主資本合計			
前期末残高		3,286,242	2,384,063
当期変動額			
当期純損失()		902,178	937,003
当期変動額合計			
当期末残高		2,384,063	1,447,060
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		-	-
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	156
当期変動額合計			
当期末残高		-	156
評価・換算差額等合計			
前期末残高		-	-
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	156
当期変動額合計			
当期末残高		-	156
純資産合計			
前期末残高		3,286,242	2,384,063
当期変動額			
当期純損失()		902,178	937,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	156
当期変動額合計		902,178	936,847
当期末残高		2,384,063	1,447,216

重要な会計方針

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の 評価基準及び評 価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用して おります。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を 採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の 減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物 15~24年 器具備品 4~20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額法を 採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を ゼロとして算定する方法によって おります。 平成19年3月31日以前に契約をした、 リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によ って おります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
<p>(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。</p> <p>(損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。</p>	<p>—————</p>

追加情報

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)

	<p>当社は平成22年4月1日、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（代表取締役社長：ジョン R. アルカイヤ、所在地：東京都渋谷区）から日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業を譲り受け、その譲受目標日を受益者の同意等を条件として平成22年7月5日とすることについて、両社間で合意した旨を公表しました。</p> <p>当社は、補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリテールおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤を拡充します。</p> <p>このたびの合意は、平成21年10月19日付けのインベスコ・グループの持ち株会社インベスコ・リミテッドとモルガン・スタンレーとの間の合意に基づくものです。日本においては、それぞれの日本法人であるインベスコ投信投資顧問とモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信との間で、事業譲受の対象となっている以下の運用戦略について、個別運用口座や投資信託の譲受について協議を行ってまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本株式運用戦略全般 ・ 外国株式パッシブ運用戦略全般 ・ グローバル・バリュース・エクイティ運用戦略 ・ ハイ・イールド債運用戦略 <p>当社は、我が国法令に準拠し、法定手続きやデータ移管等を実施し、円滑な事業譲受に万全を期す所存です。</p> <p>原則として、移管される運用戦略を担当する運用関係者やその他関係者も同時にインベスコ・グループ傘下企業に移籍する予定です。また、運用の目的および基本方針に変更はなく、運用も継続されます。</p>
--	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 (平成21年3月31日現在)	第20期 (平成22年3月31日現在)												
有形固定資産から控除されている減価償却累計額	有形固定資産から控除されている減価償却累計額												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">45,004 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;"><u>58,603</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">103,607</td> </tr> </table>	建物	45,004 千円	器具備品	<u>58,603</u>	計	103,607	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">56,710 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;"><u>64,800</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">121,510</td> </tr> </table>	建物	56,710 千円	器具備品	<u>64,800</u>	計	121,510
建物	45,004 千円												
器具備品	<u>58,603</u>												
計	103,607												
建物	56,710 千円												
器具備品	<u>64,800</u>												
計	121,510												

（損益計算書関係）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円でありま す。	—————

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

(リース取引関係)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品	有形固定資産 器具備品
取得価額相当額 54,590千円	取得価額相当額 54,590千円
減価償却累計額相当額 32,754	減価償却累計額相当額 43,672
期末残高相当額 21,836	期末残高相当額 10,918
無形固定資産 ソフトウェア	無形固定資産 ソフトウェア
取得価額相当額 18,145千円	取得価額相当額 18,145千円
減価償却累計額相当額 16,330	減価償却累計額相当額 18,145
期末残高相当額 1,815	期末残高相当額 0
合計	合計
取得価額相当額 72,735	取得価額相当額 72,735
減価償却累計額相当額 49,084	減価償却累計額相当額 61,817
期末残高相当額 23,650	期末残高相当額 10,918
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 13,291千円	1年内 11,665千円
1年超 11,665	1年超 0
合計 24,957	合計 11,665
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 13,920千円	支払リース料 13,920千円
減価償却費相当額 12,732千円	減価償却費相当額 12,732千円
支払利息相当額 1,048千円	支払利息相当額 628千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,572,268	1,572,268	-
(2)未収入金	70,384	70,384	-
(3)未収委託者報酬	487,983	487,983	-
(4)未収投資顧問料	65,118	65,118	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	317	317	-
(6)未払金	(391,486)	(391,486)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

(6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内
(1)現金及び預金	1,572,268	-
(2)未収入金	70,384	-
(3)未収委託者報酬	487,983	-
(4)未収投資顧問料	65,118	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	-	317
合計	2,195,755	317

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	161	161	-
小計	161	161	-
合計	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務 が無くなった為
合計	25,000	25,199	199	-

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

該当はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	161	317	156
小計	161	317	156
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	161	317	156

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当はありません。
5. 時価評価されていない有価証券
該当はありません。
6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額
該当はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当はありません。

(退職給付関係)

<p style="text-align: center;">第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)</p>
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 390,639千円 退職給付引当金 390,639千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 86,749千円 退職給付費用 86,749千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

(税効果会計関係)

第19期 (平成 21年 3月 31日)	第20期 (平成 22年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
134,777	158,951
役員退職給付引当金超過額	役員退職給付引当金超過額
13,004	16,714
未払賞与	未払賞与
42,060	28,332
未払費用	未払費用
37,800	50,443
株式報酬費用加算	株式報酬費用加算
42,846	96,950
繰越欠損金	繰越欠損金
248,836	499,997
その他	その他
17,810	19,259
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
537,133	870,648
評価性引当金	評価性引当金
537,133	870,648
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
-	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

（関連当事者との取引）

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square , London , UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資 顧問料	197,686	その他の 未払金	14,588

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子 会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資 顧問料	26,855	その他の 未払金	2,045

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd (非上場)

INVESCO UK Ltd (非上場、持株会社)

INVESCO Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square , London , UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資顧問料	1,256	未収入金	14
							支払投資顧問料	179,823	その他の未払金	14,781

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取付随業務収入	411,637	未収入金	32,655
							支払投資顧問料	26,107	その他の未払金	2,406
親会社の子会社	INVESCO Group Services, Inc.	1555 Peachtree Street, N.E., Suite 1800 Atlanta, Georgia 30309 U.S.A.	4,131千 米ドル	投資顧問 会社	なし	グループ会社管理	グループ会社管理費用	51,895	未収入金	0
							人件費	124,628	その他の未払金	17,940

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd (非上場)

INVESCO UK Ltd (非上場、持株会社)

INVESCO Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 248,339円98銭	1株当たり純資産額 150,751円76銭
1株当たり当期純損失金額 93,976円91銭	1株当たり当期純損失金額 97,604円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純損失()(千円)	902,178	937,003
普通株式に係る当期純損失()(千円)	902,178	937,003
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>当社は、平成22年6月7日開催の取締役会において、事業拡大に伴う資金調達のため、36,920千米ドルの増資を行う決議をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の方法 株主割当 ・株式の種類及び数 普通株式 10,400株 ・発行価額 1株につき3,550米ドル ・発行価額のうち資本に組入れる額 25.2億円 ・募集株式と引換えにする金銭の払込の期間 平成22年6月7日から平成22年6月30日まで

4 【利害関係人との取引制限】

<p>金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為</p>	<p>a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>b . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>c . 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e . 上記c . およびd . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p>
------------------------------------	--

5 【その他】

<p>定款の変更等</p>	<p>定款の変更は、株主総会の決議が必要です。</p>
<p>訴訟事件その他重要事項</p>	<p>平成22年7月5日付けで、委託会社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社から、日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等にかかる事業を譲り受けました。</p>

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成22年3月31日現在)	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成22年3月31日現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社	126,000百万円	

平成22年5月1日現在。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成22年6月30日現在)	事業の内容
インベスコ・アドバイザーズ・インク	750,581,555米ドル (約66,411百万円)	米国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

米ドルの円換算は、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 88.48円）によります。

2【関係業務の概要】

受託会社	当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。
------	---

再信託受託会社の概要	名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
	資本金	51,000百万円(平成22年3月31日現在)
	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
販売会社	当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。	
投資顧問会社	委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。	

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第3【その他】

目論見書の名称等	目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
目論見書の表紙等の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載します。 <ul style="list-style-type: none"> - ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。 - ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。 - ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。 ・ 請求目論見書の表紙等に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載することがあります。 ・ 請求目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> - インベスコ マンスリー・インカム・ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。 ・ 請求目論見書の表紙の裏面に、以下のお知らせを記載することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> - 当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、ファンドの名称が「モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンド」から「インベスコ マンスリー・インカム・ファンド」に変更されました。なお、同日以前の記載内容は、変更前の委託会社の商号およびファンドの名称を使用しています。 ・ 目論見書の表紙等に使用開始日を記載することがあります。 ・ 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、お申し込みに関する事項などを記載することがあります。 ・ 目論見書の表紙等に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。

請求目論見書の掲載事項	請求目論見書に、当ファンドの信託約款を掲載します。
目論見書の使用方法等	目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝 又 三 郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成21年5月12日から平成21年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 直季
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 信 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成21年11月11日から平成22年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・マンスリー・インカム・ファンドの平成22年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**指定有限責任社
員

公認会計士 三浦 昇

業務執行社員

指定有限責任社
員

公認会計士 鴨下 裕嗣

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月7日開催の取締役会において、増資の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。